

第6回 第2期仙台市教育振興基本計画検討委員会議事録

日 時	平成28年9月8日（木） 18：00～20：00
会 場	仙台市役所上杉分庁舎12階 教育局第1会議室
出席委員	佐藤静委員長，庄司弘美副委員長，荒川陽子委員，伊勢みゆき委員， 佐藤健委員，瀨野幸治委員，田所希衣子委員，野口和人委員， 久光のぞみ委員，古澤康夫委員，三塚明彦委員，横澤行夫委員（12名）
欠席委員	荒美也子委員，熊谷祐彦委員，鍋島孝敏委員，深澤百合子委員， 堀田龍也委員（5名）
事務局	教育長，教育局理事，教育局次長，総務企画部長，総務企画部参事， 教育人事部長，教育人事部参事，学校教育部長，学校教育部参事， 生涯学習部長，博物館長，科学館長，市民図書館長， 生涯学習支援センター長， 総務課長，学事課長，学校規模適正化推進室長，学校施設課長， 人事課長，教職員課長，教職員移譲事務準備室長，教育センター所長， 教育指導課長，学びの連携推進室長，高校教育課長，教育相談課長， 特別支援教育課長，生涯学習課長，文化財課長
担当課	教育局総務企画部総務課
次 第	(1) 第2期仙台市教育振興基本計画 骨子（案）について (2) その他
配付資料	資料1 第5回 第2期仙台市教育振興基本計画検討委員会における 意見・質疑応答要約 資料2 第2期仙台市教育振興基本計画 骨子（全体案）

1. 開会

○事務局（総務課長） 本日はお忙しい中お集まりいただき、まことにありがとうございます。定刻ですので、第6回第2期仙台市教育振興基本計画検討委員会を開催させていただきます。

開会に先立ちまして、会議の成立についてご報告させていただきます。

本日の会議には、荒委員、熊谷委員、鍋島委員、深澤委員、堀田委員よりご欠席のご連絡をいただいておりますが、委員17名のうち過半数となります12名にご出席いただいておりますので、本検討委員会設置要綱の規定による定足数を満たしており、本日の会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

次に、お手元の資料を確認させていただきます。

お配りしている資料は、席次表、次第、資料1「第5回第2期仙台市教育振興基本計画検討委員会における意見・質疑応答要約」、資料2「第2期仙台市教育振興基本計画骨子（全体案）」でございます。

また、時間の都合で発言できなかったご意見等について、後日ご提出いただく際の様式を配付しております。追加でいただいたご意見も、今後の検討に反映させていただきますので、本様式または任意の形で事務局へご提出くださいますようお願いいたします。

不足している資料などがございましたらお知らせください。

ー不足資料なしー

2. 議事

○事務局（総務課長） それでは、会議の進行を議長であります佐藤静委員長にお願いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤委員長、以下「議長」） それでは、どうぞよろしくお願いたします。

本会議は公開です。議事録作成のために議事内容を録音しておりますことをご了承ください。

公表する議事録の確認については、議事録署名委員にお願いしたいと思います。

今回は田所委員にお願いいたします。

－田所委員了承－

それでは、今日の会議の進め方についてですが、最初に事務局から、資料1、資料2について説明いただきます。ご意見、確認事項がある場合は、その後に質疑応答の時間を設けますので、よろしくをお願いします。

○事務局（総務課長） それでは、資料1、2の順にご説明いたします。

資料1をご覧ください。第5回検討委員会における意見・質疑応答をまとめた資料でございます。3ページをご覧ください。

こちらの追加のご意見は、本日ご欠席された鍋島委員からでございます。本日の議題であります全体骨子案のうち第5章の点に関し、あらかじめご意見を提出されました。

「計画の推進体制に関し、部局横断的な市全体としての取り組みが必要ではないか。特に経済局との連携は具体的に進めるべき」との内容でございました。ご意見の中にある中小企業活性化条例は、平成27年3月に制定されたものでございまして、市の責務と中小企業者等の努力をベースとし、中小企業の活性化に関する施策を総合的に推進し、もって地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的としています。

第2期計画での円滑な施策推進のためには、経済もさることながら、子育て、福祉、まちづくり、市民協働、環境など多岐にわたる分野との幅広い連携が重要でございます。庁内はもとより各種の団体、企業、大学など多様な主体とも連携・協働してまいりたいと考えております。

また、この条例の趣旨に鑑みまして、企業人材のさらなる活用など具体的な施策を推進できるよう、経済局との連携を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、資料2をご覧ください。

この骨子案は、中間案に盛り込むべき要素を文章や項目の形で事務局案としてまとめたもので、本日のご意見及びこれまでいただいたご意見などを踏まえ、事務局でさらにまとめてまいりたいと考えております。

「第1章 計画の策定について」の「1 策定の趣旨」でございます。本年度までの5年間、現行計画のもと、震災からの復興と共に教育行政を推進してまいりました。その結果、被災施設の復旧が進むと共に、施策の成果も現れつつあります。一方で、社会情勢の変化に加え、いじめ防止対策を最優先課題とするなど、本市の教育を取り巻く環境は大きく変化しております。また、計画期間中に、国における第2期教育振興基本計画の策定や、教育制度の見直し、本市の教育大綱の策定がありました。このような状況を踏まえまして、本市の目指す教育の姿の実現に向け、仙台ならではの施策の重点的な推進など、今後5年間の施策の方向性を示す第2期計画を策定するものでございます。

次に、「2 計画の位置づけ」です。法的な位置づけとしては、教育基本法に基づく計画であること、また本市の主な計画との関係として、仙台市基本構想及び仙台市基本計画における教育分野の施策をより具体化する計画であること、そして市長と教育委員会との協議を経て策定された教育大綱の内容を尊重して策定される、ということをお示ししております。

第1章の最後、2ページ目には、平成29年度から5年間の計画期間とする旨を記載しております。

以上が第1章の骨子案でございます。

続きまして3ページ目、「第2章 教育をめぐる現状とこれまでの取り組み状況」に係る骨子案についてご説明いたします。

まず、教育をめぐる最近の社会状況としまして、全国の人口は平成27年に減少に転じたことが確認されておりましたが、本市では32年頃がピークとなり、その後減少局面に転じるものと見込まれております。本市においても少子高齢化が一層進むものと見込まれ、生産年齢人口の減少と共に、経済規模の縮小や税収の減少など、市民生活への様々な影響が予想されるところです。また、世帯構成、家族形態の変容が地域における人間関係の希薄化や家庭の教育力低下などにつながり、さらには就業・労働環境の変化を背景に、経済的な格差や子育て家庭の孤立など、家庭が抱える課題の多様化・複雑化が進み、子どもへの影響が懸念される状況となっております。

子どもたちへの影響の大きな要素の一つに情報化の進展もございますが、子どもたちを取り巻くICT環境は著しく変容しており、主体的に正しく活用できる能力

の育成と、情報化の影の部分への対応が求められています。

また、東日本大震災から5年が経過しましたが、なお、子どもたちの心身への影響が指摘されております。阪神淡路大震災の例からも、子どもの成長、発達に沿って長期的、継続的な心のケアを計画的に行う必要があります、あわせて震災の記憶を風化させないように、全ての市民が主体的に対応できる防災意識や防災対応力を高め、震災の記憶、体験を未来に伝えていくことが必要です。

さらに、この間の重要なものとして、いじめ防止対策がございます。平成24年度にいじめが大きな社会問題となったことを背景に、25年6月、いじめ防止対策推進法が成立いたしました。本市においてもいじめ問題を背景とする自死事案が発生しましたが、二度とこのようなことが起こらないよう本市教育行政の最重要課題として、再発防止に全力で取り組んでまいります。

続きまして、「第1期計画の取り組み状況と課題」でございます。

第1期計画では、5つの基本的方向を掲げ、30の分野での施策展開を図ってまいりました。この施策推進に当たっては、地方教育行政法に基づきいわゆる「点検・評価」を活用した進捗管理を行ってまいりました。この施策の振り返りに関しては、第3回検討委員会でご議論いただいたところでございます。

このうち第2期に向けまして、一層推進が必要と考えます主な課題を、項目としてあげてございます。次の中間案においては、それぞれ概要を表したいと考えております。第1期計画の体系に沿って並べておりまして、主なものとしまして、基本的方向1では、「地域連携の核となる人材の確保・育成」「小学校から中学校への円滑な移行」「いじめ、不登校の対策」等々ご覧のとおりでございます。これらについては本検討委員会での議論において、特に多くのご意見をいただきました。

基本的方向2では、「親の学ぶ機会の一層の充実」、基本的方向3では、「施設職員やボランティアの資質向上」「震災を含め仙台の歴史の未来への継承」など、基本的方向4では、「大学や企業との連携の推進」「学校支援地域本部と生涯学習事業の効果的な展開」、基本的方向5では、「施設の計画的な改修やICT環境整備と情報活用能力の向上」などでございます。

続きまして、国の動向ですが、これも第2回検討委員会で主立った動きを取り上げたとところです。まず、国の第2期教育振興基本計画の内容を簡単にお示ししております。次いで、国の教育制度改革に関して、いじめ防止対策推進法の制定や教育

委員会制度の見直しと共に、現在、審議検討されているものも含め、教育制度改革の動向をお示ししております。

以上の社会状況、第1期計画における課題、国の動向を踏まえまして、第3章の目指す教育の姿、及び第4章の今後5年間の取り組みの基本的方向へとつなげてまいります。

以上が第2章の骨子案です。

続きまして6ページからの「第3章 目指す教育の姿」に係る骨子案についてご説明いたします。

前回もご確認いただきましたが、第2期計画における第3章の目指す教育の姿については、第1期計画において掲げていた内容を踏襲したいと考えておりました。第1期計画は、10年後を見据えて育みたい力や目指す教育の姿を掲げた中での当初の5年間の取り組みであったため、次の5年間においても継続するとの見方もありますが、これまで述べたような社会状況の変化と共に、今後の様相並びに震災からの復興における困難を地域の力で乗り越えてきた経験、これらを踏まえても、この時代に求められるのは市民一人一人の力であり、それらが結集したまちの力であると考えます。

「時代の変化を受けとめ、未来を切り開いていく力」というものは、変わらずに必要な大事な力であることから、さらに育んでいくために、第2期計画においてもこれを継承してまいりたいと考えたものです。

そして、この力の源となる育みたい4つの力、具体的には、「自らを認め自らを信じる力」「自ら学び自ら考える力」「チャレンジする行動力」「市民として主体的に社会にかかわり共に生きる力」これらについても引き続き掲げてまいります。

この中でも、「自らを認め自らを信じる力」については、本検討委員会でもご報告申し上げましたが、本市の小学生児童の自己肯定感が全国に比べ低い傾向にあることから、育んでいく必要があるものと考えております。また、「自ら学び自ら考える力」については、現在中央教育審議会において検討が進められております、学習指導要領の改定の方向性として、主体的・対話的で深い学びの実現を目指すアクティブ・ラーニングの視点から、学習過程を質的に改善することが掲げられているところであり、このような方向性とも一致するものと考えております。

続きまして、「仙台の教育の姿」についてです。

大人も子どもも、人や社会とのかかわりの中で学び、自ら考え行動することが自分を生かすことにつながります。そして、一人ひとりの自分を生かした活動は、まちに活力をもたらし、活力のあるまちが市民のさらなる学びや活動を支える環境となります。このような学びの循環により、まちが持続可能な発展を遂げていくことができるものと考えておりますので、引き続き「人がまちをつくり、まちが人を育む『学びのまち・仙台』」を目指してまいります。

これに伴う3つの目標も継承しております。主体的に実現していくものとの思いをより表したく、一部言葉の修正をしたところでございます。1つ目が、「学校・家庭・地域が総ぐるみで子どもの教育を展開する」です。前回、第4章の取り組みの方向性で議論したことに通ずるものがありますが、子どもに対するよりよい教育のためにも、また大人にとっても自らを生かす契機となることから、このような教育の展開を目指します。

2つ目が、「様々な機会・場所で自発的に学び続けることができる環境を整える」です。誰もが等しく学べる多様な学習の機会の提供や、主体的な学びへの支援が求められているところでありますので、自ら学び続けることができる環境の提供を目指してまいります。

3つ目が、「楽しさや生きがいを実感しながら学びの成果を社会の中で発揮できる仕組みを形づくる」です。学びの成果を社会の中で活用し役立てていくことで、学ぶ楽しみもやりがいもさらに大きく膨らみ、生きがいや自己実現につながることから、このようなまちを目指してまいります。

以上が第3章の骨子案でございます。

それでは、資料の10ページ、「第4章 取り組みの基本的方向」に係る骨子案でございます。前回お示しした際のご議論をもとに事務局で修正を検討してまいりましたが、本日の資料につきましては一部の反映という形になっておりますことをご了承ください。引き続き中間案に向けまして、これまでいただいたご意見も含めまして事務局でさらに内容を精査、検討してまいりたいと存じます。

ここでは前回からの主な変更点についてご説明いたします。変更した箇所について、下線を引いております。13ページをお開きください。

生涯学習に関する基本的方向2につきまして、上段、丸の4つ目において、学んだ成果を地域や社会に還元するということについて明確化しました。また、その下

のミッションと施策の「人と社会をつなぐ多様な学びの機会の充実」の1つ目の項目で、仙台大志高校における科目履修生受け入れについて明記いたしました。

また、そのすぐ下に、市内に60館ある市民センターが、それぞれの地域に根ざした学びの場となるという特徴を踏まえまして、これを社会教育施設の項から分けて書き出しております。

あわせて、このページの一番下でございますが、前回「仙台カラー」のところで「アート・ノード・プロジェクト」についてご説明いたしましたけれども、この基本的方向2における位置づけが明記されておりましたので、記載いたしました。

続きまして、14ページ、地域・家庭の基本的方向3でございます。

冒頭に、学校を中心とした地域を結びつける主体に関する説明を加えました。あわせて、前回ご意見をいただきました児童館についても、例示に加えております。また、PTA活動について追記いたしました。

前回からの主な修正は以上でございますが、最終的な計画のスタイルとしましては、現在の計画と同様に、その取り組みを文章として表記することとしたいと考えております。いただいたご意見などをもとに、中間案作成に向け、事務局でさらに内容を精査・検討してまいります。

第4章の骨子案につきましては以上でございます。

資料の最終ページ、「第5章 計画の推進体制」に係る骨子案でございます。

初めの「1 計画の進行管理」につきまして、引き続き毎年度地方教育行政法に基づく「点検・評価」を活用し、進行管理を行ってまいります。

次に、「2 多様な主体との連携・協働の推進」でございます。初めに申し上げたとおり、円滑な施策推進のためには、ご覧のような多岐にわたる分野との幅広い連携が重要でして、庁内関係部局との連携はもとより、各種の団体、企業、大学など多様な主体とも連携・協働してまいりたいと考えております。そして、相互の連携強化において、各自が持つノウハウや情報、課題の共有を図り、効果的に事業の展開を図ってまいりたいと存じます。

「3 課題やニーズに応じた的確な対応」については、計画期間内においても課題やニーズの変化というものが想定されるところです。そのような状況の迅速な把握に努め、的確に対応してまいりたいと存じます。

最後に、「4 情報の発信」でございます。目指す教育の姿の実現に向けて、市

民の理解と協力を得ていくためには、わかりやすく丁寧な情報提供が必要であり、積極的な情報の発信に努めてまいりたいと存じます。

以上が第5章の骨子案でございます。

○議長 ありがとうございます。全体をまずイメージしていただけるよう、全体を通してご説明いただきました。

どこの章からでも結構ですので、どうぞお気づきの点やご意見等ありましたらお願いします。

私のほうからも1点伺いたいのですが、学校が防災拠点になることについて、この中にどんな形で盛り込まれるのか、ご説明いただけますでしょうか。よろしくお願いします。

○事務局（総務課長） 現在、仙台市では学校を地域の指定避難所としており、施設管理者である学校側、地域の方々、仙台市役所全体に割り振られた避難所担当課、これら3者で避難所の運営を行うため、地域の皆様と一緒に避難所の開設また運営のマニュアルづくりを進めているところでございます。

防災というときに、すぐ学校が思い浮かび、地域の拠点となることを意識されると思いますが、そういった点において一番関係が深いのは、基本的方向の3かと思っています。

ただ、防災対応につきましては、教育委員会だけではなく、仙台市全体の対応としておりますので、この計画の中でどのような形で盛り込むかについては検討が必要かと思っています。防災という要素は外せないと思いますので、表記の方法については、事務局の中でも検討させていただきたいと思っています。

○議長 ありがとうございます。田所委員、お願いします。

○田所委員 基本的方向3の中の最初のミッションと施策に、学校支援地域本部事業が入っております。1期のときには学校教育の中に入っていましたが、今回こちらの地域・家庭の中に移ってきた理由を伺いたいです。

○事務局（総務課長） 学校支援地域本部事業は、第1期計画におきまして学校教育の中での大きな要素ということで位置づけてきたところでございます。今回、新たな第2期計画での大きな柱立て、構成を考えた際に、学校教育と共に地域を表してまいりたいということで構成いたしました。その中で、地域の力をお借りしながら、より豊かな教育を進めていくという、地域との関係をより重視し、着目した形で整理いたしまして、基本的方向3に表したいと考えました。

○議長 田所委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

ー田所委員了承ー

○議長 伊勢委員、お願いします。

○伊勢委員 2点あります。学校支援地域本部事業は、確かな学力の向上にもつながる点で、ほかの都市にはない学びの連携推進室の方で担当されており、それが仙台市の大きな特徴とっております。それが、基本的方向3の地域・家庭のほうに入るとなると、担当が生涯学習課に変わるということでしょうか。

○事務局（総務課長） 事務局の担当課を変えるという認識はございません。引き続き学びの連携推進室の方で担当し、学力向上の取組みについても変わらず続けていくものと考えているところですが、学校で行うもの、学校が抱えるものを全て学校教育の方に表すのではなく、地域の中で学校が支えられていくという関係性をクローズアップする形としました。学力もそうですが、子どもの育ちが地域に支えられているというところを表すよう事務局で意識したところ、このような案となりました。

○伊勢委員 ありがとうございます。

もう1点は、基本的方向2で、市民センター事業（現代的課題講座）とあるのですが、これは課題解決講座ではなくて、課題講座なのでしょうか。講座の内容について教えていただければと思います。

○事務局（生涯学習支援センター長） 現代的課題，例えば国際化，多文化共生，男女共同参画，地球規模の環境問題などの課題を学ぶ講座でございます。

○議長 伊勢委員，よろしいですか。

－伊勢委員了承－

○議長 ありがとうございます。そのほか。瀬野委員，お願いします。

○瀬野委員 2点ございます。以前，教育に関して質問させていただいたときに，教育長から知・徳・体のバランスが大事だというお答えをいただきましたが，取り組みの基本的方向を見ると，どうも「体」に関する部分がかなり少ないという印象を受けます。

また，11ページ，「仙台カラー」の防災教育の浸透や震災を風化させない取り組みの推進について，ハード面では何かお考えになっているのでしょうか。

○議長 教育長，お願いします。

○事務局（教育長） 知・徳・体，子どもの教育に，時代が変わってもこの3つの要素は必要なものです。「体」についてはご指摘にもありますように，仙台市の子どもはまだまだ体力の向上，健康の保持という点では課題があります。その点につきましては，12ページの基本的方向の健やかな体の育成で触れていくこととなります。中間案には内容をもう少し盛り込みたいと思います。また，「健やかな体の育成プラン」という個別計画が従来からあり，体力はもちろん，食育や，健康教育をもう少し細かくしたもので，そちらの計画の見直しを同時に進めているところです。

次期教育振興基本計画では，健やかな体の育成のまさに基本的方向のところを記述して終わるというだけではないようにしたいと思います。健やかな体の育成プランには，もう少し詳細な記述をして，来年29年度4月には同時にスタートさせたいと思っております。

○事務局（学校教育部長） 2つ目のご質問について、教育委員会の事業としては、防災教育など、主にソフト面の事業になりますが、例えば荒浜小学校の跡地など、震災の教訓を学べるような遺構を活用しながら、ハード、ソフトを絡めて事業を進めていければと思っております。

○瀬野委員 わかりました。どうもありがとうございました。

○議長 ありがとうございます。荒川委員、お願いします。

○荒川委員 市民センターも児童館も、仙台市ではひと・まち交流財団に事業を委託しているようですが、そちらとの関係と嘱託社会教育主事の先生の役割を具体的に教えていただければと思います。

○議長 よろしく申し上げます。

○事務局（生涯学習支援センター長） 市民センターのうち、地区市民センターと呼ばれる各地区にあるセンターにつきましては、ひと・まち交流財団を指定管理者に選定し、運営しております。また、生涯学習支援センター、各区の中央市民センターは市の直営施設でございます。

仙台市が発注者、ひと・まち交流財団が受託者というような関係でございます。

○事務局（生涯学習課長） 嘱託社会教育主事は、社会教育主事の資格を有する教員に、仙台市教育委員会が委嘱しています。学校にて、学校と地域をつなぐ役割と、生涯学習事業や社会教育事業のプランニングの役割を果たしていただいております。

○荒川委員 ありがとうございます。ひと・まち交流財団については、実際に市民センターを運営していく上で、このようなお話が十分に伝わっているのかということ、非常に疑問に思っております。また、社会教育主事の先生方についても、地域やPTA、皆さんに知られているのかということ、まだまだではないかと感じてお

ります。これからもっともっと発信し、伝えていっていただければと思っております。

○議長 ありがとうございます。ご意見をいただきました。佐藤委員、お願いします。

○佐藤健委員 生涯学習の部分について質問とコメントをさせていただきます。私自身、現在、長町の学びのコミュニティー、略して「学コミ」と呼ばれる委員会に関わらせていただいております。今回の基本的方向の2番目のところに、学コミのようなものは、どこに入ってくるのでしょうか。

○議長 いかがでしょうか。

○事務局（生涯学習支援センター長） 「学びのコミュニティーづくり推進事業」につきましても、今後盛り込んでいきたいと考えているところでございますけれども、基本的方向の2あるいは3のほうに書き込むことになろうかと思っております。どのあたりに位置づけるのがふさわしいのか、引き続き検討してまいります。

○佐藤健委員 先ほどお話に出てきました市民センターにおける地域に根ざした学び・交流の場の提供、ここの項目はすごく期待をしております。学コミのような、子どもから大人までが一つの枠組みで、例えば防災学習などに取り組んだ場合には、その成果をまた学校教育のほうにつないだり、また、仙台版防災教育の推進にも生涯学習の成果をうまくつなげられたりということが出来ます。防災教育の視点から、非常に期待をしているところです。

○議長 ぜひそのあたりのことも書き加えていただけるとよいと思います。ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。

○瀬野委員 瀬野です。第3章の目指す教育の姿というところで、時代の変化を受けとめ未来を切り開いていく力の源となる、育みたい4つの力とありますが、やはりこれを読んでも、「体」のことに関しては全く記載されておられません。知・徳・体

のバランスが欠けているように見えますが、いかがでしょうか。

○事務局（総務課長） こちらの4つの力でございますが、スタートとしていたところが、「時代の変化を受けとめ、未来を切り開いていく力」でございました。その源ということでの整理をしている中で、表してきたところでございます。

今、ご指摘いただきました知・徳・体の「体」の部分についても、表し方につきましては、こちらのほうでもよく吟味し、検討させていただきたいと思えます。

○瀬野委員 何を行うにしても、やはり体が資本となります。よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。瀬野先生、ぜひご助言をいただければと思います。ありがとうございました。野口委員、お願いします。

○野口委員 先生方の資質向上に関して、考えていることとお話しさせていただきます。

実は今日も新任の先生とお会いしてきました。熱意があって、素晴らしく思っただけ帰ってきたところです。仙台市においては、初任者研修を初めステージごとの研修、大学等との連携等も含めて様々な研修やOJTを通じて、先生方の資質向上に取り組まれているということは存じています。その中で実際に様々な力を身につけていらっしゃると思います。

一方で、管理職の先生方ともお会いする機会も度々ございます。その先生方にお聞きしますと、若い先生方は、様々なスキル等に関しては素晴らしいものを持っているのですが、何かちょっと物足りなく感じるとおっしゃることが多いです。もしかしたら、いつの時代にも言われる、近ごろの若い人とはということなのかもしれませんが、その辺からきちんと考えていく必要があるのかもしれないと思えます。

年配の先生方が感じていらっしゃる「物足りなさ」とは何なのか、それが現在の研修等々で培われているのかといったことについて、考えていく必要があるのかもしれないと感じています。具体的な考えはなかなか思い浮かびませんが、先生方が

感じていらっしゃることをいま一度取り上げて整理してみることが必要かもしれないと思っているところです。

○議長 ありがとうございます。ご意見をいただきました。

○事務局（教育長） 今のご指摘は、普遍的なテーマでして、10年ぐらい前、私も教員評価について、3年かけて議論したこともあります。

また、いろいろ教員の課題があり、資質の向上をどう図るべきかという議論がありました。当時は新規採用というよりは、特に中堅の先生方がもう少ししっかりしていただきたいというテーマだったと思いますが、今は、若い新規採用の教員に、管理職がそのような思いを持たれるということは、かなり時代の特徴があらうかと思えます。教員の世界だけではなく、企業、また、同じ官公庁でも様々な職場で、同じような問題を抱えていると聞きます。

来年度から仙台市の教員は、市の単独採用になります。仙台市としてどういう教員像を望むのか、しっかり視点を持って採用し、自己責任のもとでどのように育てていくのかということになります。今後、一人前にしていくには、恐らく昔よりはかなり時間がかかるのだらうと思えます。今、新規採用も4年、5年というタイミングで研修をしているところです。ですから、時間もかける、中身もふさわしい中身へと、必要があれば変えていくことが今後も求められていくと思えます。今のご指摘の視点は、結果的に教員の資質向上のため、若いうちからの教育に視点を移していくべきではないかということであり、今後、若手の教員にもっともっと活躍してもらうために、若手への研修も十分吟味検討していきたいと考えているところがございます。

○議長 ありがとうございます。よろしいですか。

－野口委員了承－

○庄司委員 先ほど荒川委員からも囑託社会教育主事の件でお話がありましたが、「地域・家庭」の最後の項目に入っています。位置づけがここなのかという点が質

間です。また、もっと具体的に、活躍、活動の場を盛り込んでもらえたら、活動しやすいのではないかと思います、ぜひ盛り込んでいただけたらと思います。

○事務局（総務課長） 本日、様々にご意見いただく中でも、一部共通する点かもしれないのですが、1つの事業が幾つかの要素、幾つかの側面があることがございます。それをどのように表していけばよいか。また、今後の事業展開につながっていくような書き方が必要であるという観点で考えてまいりたいと思っております。

今いただきましたご意見も踏まえながら、もう少し我々のほうでも吟味して、考えたいと思っているところでございます。

○議長 よろしいですか。

－庄司委員了承－

－瀬野委員 用務のため退席－

○議長 引き続きご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

○三塚委員 嘱託社会教育主事の話が出ましたが、本来は、教育行政として、きちんと社会教育主事を配置するべきではないかと思います。嘱託社会教育主事は、先生方のボランティアでやっている面があるようにも思います。ますます教員の負担を仰ぐのは違うのではないかと思います。本来は、市民センター等の場所に社会教育主事を派遣するのが適切であると思います。

地域が学校と連携していくことになると、先生方は、そこに必ず入っていくことになります。この連携を担当する職員を、学校に1人置くべきではないかと思えます。防災にしても、地域との連携にかかわる先生が1人いれば全然違うと思えます。授業をやりながら、あるいは教頭の仕事をやりながら連携をとというのは、負担が大きいのではないかという点も考えていただきたいと思っております。

○議長 どうもありがとうございました。ご意見を今いただきましたが、コメントい

ただけますか。

○事務局（教育局次長） 市民センターには、もともと教員で社会教育主事の資格を持った者が、各中央市民センターには2名から3名、また、生涯学習支援センターにも、いわゆる社会教育主事という形でおります。

いわゆる嘱託社会教育主事の方は、社会教育主事の資格を持っていて、学校現場に勤務している方が中心となっております、そういった組織が仙台としては非常に特徴のあるということだと思います。

また、地域連携担当については、学校の中に、専任ではありませんけれども、担当としてはおります。学校の教員の配置の状況によって異なる部分はありますけれども、基本的には社会教育主事の資格を持った者が、地域連携担当として、ノウハウを生かしながら担当しているケースが多いかと思えます。

○議長 三塚委員、いかがですか。よろしいですか。

—三塚委員了承—

ありがとうございました。伊勢委員、お願いします。

○伊勢委員 7ページの「自ら学び自ら考える力」で、「アクティブ・ラーニングの視点」が入っています。2020年に大学入試改革があることは、皆様ご存じだと思いますが、大学について明治以来の大改革だと言われています。今までの、知識ではかる入試ではなく、いかに小中高で学び、体験してきたかをはかる入試ということが、方針として出されています。具体的には、まだ中教審のほうで検討されているかと思いますが、「自ら学び自ら考える」というところは、やはりとても大事なところだと考えています。

昨日、県内の企業十数社の経営者の方との意見交換の場がありました。どのような人を採用したいか、求めているかといったときに、やはり自ら考える、そして行動を起こせるような生徒が欲しいという意見がとても多かったので、そういう意味で、教育現場、小学校の段階からアクティブ・ラーニングを進めていくということ

は、非常に大事なことだと思っています。これは、高校のほうにもかなり求められてきていることだと思っています。

アクティブ・ラーニングとは、あくまで教室の中にいる子どもたちがどのように学ぶか、主体的に学ぶかという視点を授業の中で持てることがとても大事なところだと思っています。そこには先生方のファシリテーション力が根本にあります。しかし、現場でやろうと思ったら、先生方もご苦労されると思いますし、今は、個人の資質に頼っているのではないかと感じています。いろいろな学校で、先生方の授業を拝見させていただいて感じるのは、指示命令の言葉がとても多いことです。どうしても使わなければならない場面もあると思いますが、使わなくてもいい場面でも使うことが多いような気がします。それは、多分保護者にも言えるのではないかと思います。指示命令の言葉により、思考が停止してしまいますので、社会に出たときには、指示待ち人間になってしまいます。そこで、先生方の言葉遣いという点に少し焦点を当てた研修を取り入れていただけるとありがたいです。言葉遣いによって、コミュニケーションが成り立ちますし、どのような言葉を使うかで、いじめの防止につながり、対人関係が生まれると思います。今の子どもたちは、大人が使う言葉やメディアの言葉しか経験をしていないからこそ、きつい言葉を使い、傷つき、なかなか発信もできず、いじめにつながるという背景もあるのではないかと感じます。言葉という原点に戻り、先生方のコミュニケーション力も含めて研修していただけるとありがたいと思っております。

○議長 ご意見をいただきました。コメントをいただけますか。お願いします。

○事務局（学校教育部参事） 大学入試改革も含め、おっしゃるとおりでございます。自分で課題に正面から正対し、自分で考え、解決に動く力を、企業の方も求めているとのことです。当然、大学入試改革に関連して、今度の新しい学習指導要領では、アクティブ・ラーニングとあって主体的に自分で課題について考え、そして学んでいくという授業形態を重視し、授業スタイルを改善していく方向に今あるわけでございます。

今年度から教育センターの方で、アクティブ・ラーニング研修としまして、どのような授業形態にすれば、子どもたちがより能動的、主体的に学ぶことができるか

というところを学び始めております。そういう力を先生方一人一人がつけていくことが最終的な目標でございます。指示命令の言葉が多いというお話がありましたけれども、教員のコミュニケーションや子どもたちへの接し方も含めて、日々の授業をどのように改善していくか、検証も含めて取り組んでまいりたいと考えております。

○伊勢委員 ありがとうございます。

○議長 ありがとうございます。横澤委員，お願いします。

○横澤委員 子どもの主体的な活動を促すことについてですが，学校現場の授業のほかにも，子ども会活動というのがあります。ほとんどの地域では，子ども会と同時に育成会があります。育成会はどうしても前年度を踏襲し，新しいもの，試みを考えない傾向があります。授業サイドと子ども会活動と両面で主体的な活動を促すというようなことが可能なのではないかと思いますので，長年同じ活動が継続されているような状況から少し変えていくというようことも，どこかで盛り込んでいただければと思っております。

○議長 ありがとうございます。ご意見をいただいたところです。

このあたり，第4章の書き方などにもかかわってくることでしょうか。あるいは新たな項目立てをするとか，工夫が必要かもしれないですね。その辺はご検討いただければと思います。お願いします。

○事務局（総務課長） 子ども会や育成会などについてのお話を頂戴したところでございますけれども，子ども会や育成会などにつきまして，こちらのほうから主体的に何かを指示するなどの働きかけをすることについては，難しい面もあります。今，横澤委員にご指摘いただきましたのは，まさに子どもが育つ環境の中での課題ということであり，そのような課題認識を持ち，計画の中での表し方につきましては，事務局で検討させていただきたいと思っております。

○議長 ありがとうございます。

○荒川委員 今の社会を見ていて、子どもたちがどんな生き方をしていけばよいのかが分からない、どういう大人になったら自分は自分らしい社会人として生きていけるのか分からないのではないかと、自分の子どもを見ても、周りの子どもたちを見ても思います。時代の変化を、子どもたちが実感しているのだろうか、今どんな社会で自分たちが生きていて、これからどんなことが起きてくるのかをもっと学ばせる機会が必要ではないかと思っております。特に現代社会についての学びが、これからとても大事になってくるのではないかと感じます。また、与えられた社会ではなく、自らつくり出さなければならない社会に対して、正しさの枠から、自分の心を動かされて行動に移していくような大人として育つ自己形成の環境をどのようにつくっていったらいいのか。それは地域社会も同じです。ほとんどの町内会で、役員さんは上から言われて動きます。地域で人を育て、対話をし、指示を受けないでやっているかという、社会自体が、誰かに正しいと決められたところで動いているように思います。仙台市が、市民が、主体的に行動に移せる市になっていくことも含めて、子どもたちにそれを伝承していけたらいいなと思っております。以上です。ありがとうございます。

○議長 ありがとうございます。ご意見をいただきました。

○事務局（教育局理事） 子どもたちが大人になっていく過程で、自分はどんな生き方をしていたらいいのかということを中心に考える。それは大変大事なことだと考えております。仙台市では、「仙台自分づくり教育」としまして、学校教育の中で、生徒自身が人や社会との関わりを大切にしながら、将来の職業的自立に必要な態度、あるいは能力を育むことを目指しています。通常はキャリア教育のように言われますが、単に職業を考えるというだけではなく、人とのかかわりやコミュニケーションの能力も含めて子どもたちに育む必要があるということで、自分づくり教育というネーミングをして、取り組んでおります。

小学校では、様々な職業をお持ちの方に学校に来ていただいて体験を語っていただく夢教室、中学校では、3日間から5日間の職場体験ということで、地域や企業

に受け入れていただいております。加えて、新たに始めましたのは、仙台駅前のアエルのビルの中につくりました仙台子ども体験プラザです。企業のお力をお借りして、いろいろなブースの中で子どもたちが、いわばその社員として、ある時間帯は消費者として企業ブースに行って買い物をするという体験を繰り返すのですが、基本的には子どもたちがチームをつくり、相談し、どうやったら商品が売れるだろうか、どういうサービスを提供していこうかということを考えて実行します。そして、物を買うときには、どういったものを買うか自分で判断します。中学生のファイナンスパークも、家計簿のようなものを自分でつけ、将来の生活設計を考えるプログラムになっておりまして、これも子どもたちの話を聞きますと、大人ってこういうふうにお金がかかるものと考えて支出していると実感し、改めてお父さん、お母さんの仕事の大変さとか、家計のやりくりの大変さがわかった、自分が何をすればいいのかわかったといった感想を寄せていただいております。

今年から、市立小中学校の全校で実施できる体制になりましたので、これも今後とも力を入れていくことになると思います。そういった新しいプログラムを取り入れながら、子どもたちの主体的な生き方を進めていくことを考えたいと思います。

また、時代の様々な変化について、学校教育の中で子どもたちに適切に教えていくのは、難しい課題でもあります。そこは先生方の工夫と、ある意味で地域、家庭、あとは企業のご協力もいただきながら、最先端のもの、新しいものに触れる機会なども工夫しながら進めてまいりたいと考えております。今回の計画の中では、例えば、仙台カラーの部分であったり、あるいは学校教育、あるいは地域と家庭の連携であったり、そういったところの中でどういった施策が可能か、さらに事務局のほうで検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長 荒川委員，よろしいでしょうか。

— 荒川委員了承 —

ありがとうございました。久光委員，お願いします。

○久光委員 基本的方向1の防災教育の推進のところですが、防災教育は、授業とい

うことで行われておりますけれども、私の住む地域では、近々地域と学校と合同の防災訓練が行われます。地域と共に子どもたちが一体となって行う初めての合同訓練です。各町内会の回覧で町内の人たちに声をかけているのですが、この訓練に対しては、積極的な町内会もあれば、ご高齢の方が多いところはなかなか目が向かない、意識がないという町内会もございます。防災訓練の必要性を私は今回大変勉強になり、感じておりますので、防災教育とともに防災訓練も一緒に入れていただくと、より防災訓練の方も強化されていくのではないかと思います。

○議長 ありがとうございます。ご意見をいただきました。

○事務局（学校教育部参事） 仙台版防災教育の中では、各学校、地域と連携しながら、防災訓練を行っている学校が増えてきております。

一時避難所から指定避難所に避難する、実際に災害が起きたときに、地域の実情に応じてどのように動けばいいのか、学校、子どもたちと保護者の皆様、地域の皆様と一緒に、食事をつくってみたり、トイレを組み立ててみたりという実際の活動をするのが非常に防災上大切だと考えております。学校も、地域の方々と顔の見える関係にしていくことを目指して、今後もそういう活動をしながら、防災教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長 よろしいでしょうか。

—久光委員了承—

ありがとうございました。古澤委員、お願いします。

○古澤委員 以前話題になりましたが、「〇〇教育」といったものが大変多くなってきています。今後もアクティブ・ラーニング、チーム学校など、様々な施策への対応が必要となります。いじめ防止についても言えることですが、やはり教職員の多忙化解消、子どもと向き合う時間の確保がとても重要であると思います。

基本的方向の4を見ると、教職員の多忙化解消の推進ということで、校務支援シ

システム導入等とあります。とても期待しています。ただ、校務支援システム以外にも、何かあってもよいのではと思います。例えば、給食費の督促などよりも、本来業務をやるようになればとつくづく感じております。

様々な施策に教職員が取り組んで行く土台である、子どもと向き合う時間の確保のためにも、多忙化解消の施策がもっとあるといいのではと思います。これは要望でございます。

○議長 ありがとうございます。教職員の多忙化の解消については、たびたびこの委員会でも出てきているところですね。教育長、お願いします。

○事務局（教育長） このテーマは、全国的にも大きい、大事なテーマです。校務支援システムは間もなく導入です。また、今、給食費のお話が出ましたが、仙台市は公会計化について、今調査研究段階です。いずれ実現化されれば、給食費の徴収がかなり簡略化されることも考えられます。まだ検討段階ですので、ここに書き込めるかどうかは、もう少し精査していかなければなりません。

この多忙化解消は恐らく、とても効果的なものもあるかもしれませんが、小さく積み上げていって効果が出るものもあると思います。

また、中学校の先生は特に部活動にかかわる時間が一番長いのだらうと思います。そのほかに生徒指導などもあります。結局、多忙化解消の決め手になるかどうかというところは、予算とマンパワーの問題にいつも突き当たるわけです。仮に今後書き込むときには、それなりの裏づけをある程度する必要があります。これから5か年の計画ですので、実現可能性の高いものにしていく必要があります。ご指摘の点については、非常に重要な部分であると認識しており、検討を盛んにしているところでございます。

○議長 ありがとうございます。要望ということですが、この基本計画の中に、どんな形で書き込まれるのか、今後の課題だと思います。古澤委員さん、よろしいでしょうか。

○野口委員 アクティブ・ラーニングというのは、小中高だけではなくて、大学でも進めるようにという強い話が出ています。具体的には、PBLと呼ばれる問題解決型の学習など、様々なものが提案されています。ただ、その形態的なもののほうに余りにシフトし過ぎると、少し違うのではないかという思いがあります。

総合的な学習の時間が導入されたときも、アクティブ・ラーニングということが相当意識されたと思いますが、実際には、どうやればいいのか、どこかの学校がこうしたという、同じようにやるというようなことが結構あったと記憶しています。

アクティブというのは能動的という意味ですから、子どもたちが、例えば先生から教わったことに強く興味関心を抱いて、それを積極的に学びたいとなるのがアクティブ・ラーニングであって、形態とか授業の仕方とか、そのことに余りシフトし過ぎないほうがよいのではと思います。もちろん授業のやり方を変えることによって、知的好奇心や関心、興味はかなり変わります。特別支援学校では、作業学習の時間に先生が、「理解してほしい」「覚えてほしい」と考えることを示し、指示的になることも多いので、子どもたちが、自分たちで授業の流れも考えながら、教員はそれをサポートする形でできないかと取り組んだ際には、子どもたち同士のコミュニケーションもかなり出てくるようになりましたし、自分たちで、次はこうしましょうということを計画立てるようにもなりました。ですから、形を変えることにも意味があるとは思いますが、大事なことは、子どもたちの興味関心、学びに対する意欲をいかに引き出すかということだと私は思っています。

○議長 ありがとうございます。ご質問いただきました。

○事務局（学校教育部参事） 子どもの側から見れば、学びたい、学習意欲という面が非常に大切だというのはそのとおりでございます。知的好奇心をどのように引き出し、主体的に活動できるようにするか、形だけではなく、子どもの側に立った視点を大切にしながら、アクティブ・ラーニングを、特別支援の中でも、当然大切にしながら進めてまいりたいと思います。

○議長 ありがとうございます。

○荒川委員 私は、いじめのことで少しお話をさせていただきます。いじめのお子さん、家庭に様々な問題を抱えていることがとても多いように思います。経済的な面であったり、母子家庭であったり、自分自身が虐待を受けて育ってきたりというようなことで、学校だけで対応しようというのは非常に難しい問題だと感じて、いつもニュースを見ています。

学校帰りで地域の人たちも、学校帰りのいじめの現場を見るなどしたときには声をかけるという体制もとても大事なのではないかと思います。いじめについて、基本方向の1で、いじめ防止対策推進であるとか、心の健康教育の推進などが書かれておりますが、本来いじめが起きたときには、地域の人、同じ子育てをしているお母さんたちも、教員もみんな集まって対策を立てていかなければならないと思います。学校の中だけではなく、もう少し学校、家庭、地域の連携を表に出していけないのだろうかということを思っておりました。

○議長 ありがとうございます。

○事務局（教育局理事） 今回の案では、いじめの対策につきましては、基本的方向1、学校教育の中のミッションと施策の2つ目の「豊かな心の育成」に入っております。しかし、学校の中だけでいじめが解決できるという状態ではないということは、ご指摘のとおりかと思えます。

大津でのいじめによる自殺の事案を受け、いじめ防止対策推進法ができました。それに基づいて、仙台市もいじめ防止基本方針を作成し、全ての学校で取り組んでいるところでございます。

このいじめ防止対策推進法の中で、いじめが定義されております。物理的な接触だけではなく、心理的なものも含め、相手の子が苦痛だと感じたものはいじめであると定義されております。したがって、相手を殴る、物をとる、そういった形でのいじめだけではなく、言葉、冷やかす、無視も含めて、行った児童生徒本人にいじめの認識がなくても、相手側が苦痛だと感じた場合には、いじめであるということになります。そのように、いじめの範囲が非常に広がっています。今、学校現場の教員には、いじめ対策に非常にご腐心してもらっております。いじめる側といじ

められる側は固定的ではなく、入れ替わる関係にもあります。繰り返しになります
が、いじめた本人はいじめの認識がなくとも、相手が苦痛を感じればいじめである
ということになるというところも踏まえ、まず子どもたち自身にいじめとはどうい
うものかを理解してもらい、相手を思いやる気持ちを育てることが必要であると思
います。それを、学校現場だけではなく、共通の認識を持って、地域の方、保護者
の方にご協力いただき、ちょっとした子どもの変化などを学校と家庭と地域で共有
して解決に向かっていくような形がいじめ対策として必要であろうと思っています。

学校教育の部分の中で、いじめ防止ということを掲げておりますけれども、当然、
地域、家庭、社会全体も含めた取り組みが必要であるということで今後も考えてま
いりたいと思っております。

○議長 よろしいでしょうか。

— 荒川委員了承 —

ありがとうございます。

○田所委員 先日、夜間中学の設置に関するニュースがありました。計画に取り入れ
る、取り入れないは別としまして、夜間中学の設置について、仙台市の中でもお話
が出ているのでしょうか。

○議長 はい、お願いします。

○事務局（教育長） 今、文科省では、都道府県に1つは夜間中学を設置する方向で
促進している状況です。これに対し、宮城県教育委員会と仙台市教育委員会で、10
月から来年の3月まで、まずは研究をという段階にあります。研究の結果の延長と
しては、具体的になる可能性もあります。

生徒がいることが大前提ですが、仮に設置するとなれば、おそらく、宮城県か仙
台市のどちらかに1つ設置すればよいように感じるところです。

首都圏ですと、外国人の方も対象として夜間中学という範疇で捉えています。も

ともとは、戦後、十分義務教育を受けられなかった方のためのものでしたが、戦後70年経ち、学ぶもしくは学び直しをする主体は明らかに変わってきています。そのような点も把握した上で検討していきたいと思います。

具体的にこの中に入れられるかどうかは、検討させてください。また、生涯学習か、学校教育かという、なかなか難しいところがあります。総括的な話なのですが、いろいろご議論あったように、重複感があります。重複は決して悪いことではありません。学校教育、生涯学習という従来の縦割りの中で、横糸を通すのが、基本的方向の3の「地域・家庭」でして、学校教育の面もあれば、生涯学習の面もあります。そのような課題が多くなってきておりますので、今回は、基本的方向の3という独立した形としていく必要があるのではないかと認識しております。仙台カラーだけは再掲のようになりますが、ほかはどちらかという学校教育、どちらかという生涯学習というところを踏まえ、再掲が多くならないよう、事務局の方でもう一度整理・検討させていただければと思います。

○議長 ありがとうございます。田所委員，よろしいですか。

ー田所委員了承ー

ありがとうございます。

今回も多岐にわたってさまざまなご意見をいただきました。ありがとうございます。

○議長 これから第7回の委員会を経て、中間案としてパブリックコメントの実施という流れになろうかと思えます。

○事務局（総務課長） 皆様，長時間にわたりご議論いただきまして，まことにありがとうございました。

本日は，骨子（全体案）につきましてご議論いただきました。次回の検討委員会では，本日のご意見，ご提案などを踏まえまして，パブリックコメントに出す中間案の形でお示しし，改めてご意見を頂戴したいと考えております。

第7回の委員会は、10月13日木曜日に開催させていただきたいと存じます。正式なご案内は、後日改めて郵送にて差し上げたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

本日、改めて追加のご意見等がございましたら、追加意見様式または任意の形で9月14日水曜日までに事務局へご提出くださいますようお願い申し上げます。

3. 閉会

○事務局（総務課長） それでは、以上をもちまして第6回検討委員会を閉会させていただきます。

この議事録について、会議の内容と相違がないことを認める。

平成 年 月 日

第2期仙台市教育振興基本計画検討委員会

委 員 長

署 名 委 員
